

令和7年第1回臨時会

四万十町議会会議録

令和7年1月29日（水曜日）

---

議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第4 議案第1号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第5 議案第2号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 第6 議案第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について
- 第7 議案第4号 四万十町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第8 議案第5号 四万十町湯の里ふれあいの家「松葉川温泉」に係る指定管理者の指定について
- 第9 議案第6号 令和6年度四万十町一般会計補正予算（第6号）
- 第10 議案第7号 令和6年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第11 議案第8号 令和6年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第3号）
- 第12 議案第9号 令和6年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第3号）
- 第13 議案第10号 令和6年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 第14 議案第11号 令和6年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第15 議案第12号 令和6年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第3号）
- 第16 議案第13号 令和6年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第3号）

第17 議案第14号 令和6年度四万十町水道事業会計補正予算（第3号）

第18 議案第15号 令和6年度四万十町下水道事業会計補正予算（第3号）

追加日程第1 議長辞職の件

追加日程第2 議長の選挙

追加日程第3 副議長辞職の件

追加日程第4 副議長の選挙

追加日程第5 議席の変更

第19 四万十町議会各常任委員会委員の選任について（総務、教育民生、産業建設、広報  
広聴）

第20 四万十町議会運営委員会委員の選任について

第21 四万十町都市計画審議会委員の選任について

追加日程第6 同意第1号 監査委員の選任について

第22 閉会中の継続調査申し出について

~~~~~

#### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第22まで

追加日程第1から追加日程第6まで

~~~~~

#### 出席議員（14名）

1番	水間淳一君	2番	橋本章央君
3番	中野正延君	4番	林健三君
5番	堀本伸一君	6番	山本大輔君
7番	武田秀義君	8番	村井眞菜君
9番	緒方正綱君	10番	中屋康君
12番	伴ノ内珠喜君	13番	佐竹将典君
15番	下元真之君	16番	味元和義君

~~~~~

#### 欠席議員（1名）

11番 田邊哲夫君

~~~~~

説明のため出席した者

町長	中尾博憲君	副町長	森武士君
会計管理者	細川理香君	企画課長	池上康一君 <small>総務課長兼選舉管理委員会事務局長</small>
危機管理課長	味元伸二郎君	町民課長	川上武史君
農林水産課長	佐竹雅人君	にぎわい創出課長	小笠義博君
税務課長	西岡健二君	健康福祉課長	小嶋二夫君
建設課長	下元敏博君	環境水道課長	国澤豪人君
高齢者支援課長	三本明子君	教育次長	戸田太郎君
教育長	山脇光章君	学校教育課長	浜田章克君
生涯学習課長	今西浩一君	総務課財政班長	長森伸一君
農業委員会事務局長	清藤真希君	特別養護老人ホーム事務長	片岡丈明君
大正・十和診療所事務長	吉川耕司君	~	三宮佳子君
<u>大正地域振興局</u>		~	
局長兼地域振興課長	北村耕助君	町民生活課長	林和利君
<u>十和地域振興局</u>		~	
局長兼地域振興課長	富田努君	町民生活課長	畦地永生君

~~~~~

事務局職員出席者

|      |       |    |       |
|------|-------|----|-------|
| 事務局長 | 岡英祐君  | 次長 | 正岡静江君 |
| 書記   | 小野川哲君 | ~  | ~     |

~~~~~

午前9時30分 開会

○議長（味元和義君） 皆様、おはようございます。

ただいまより令和7年第1回四万十町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

本日の会議に11番田邊哲夫君から欠席届があつております。報告を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、8番村井眞菜君及び12番伴ノ内珠喜君を指名します。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

この件については、過日の1月27日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長水間淳一君。

○議会運営委員長（水間淳一君） 改めましておはようございます。去る1月27日に議会運営委員会を開催し、会期日程については本日1日と決定しましたので、お願ひいたします。

以上です。

○議長（味元和義君） 委員長の会期報告が終わりました。委員長の会期報告は本日1日間であります。

お諮りします。

令和7年第1回臨時会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、令和7年第1回臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第3、報告第1号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第1号専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、町道で発生いたしました自動車物損事故の損害について、国家賠償法第2条第1項に基づく損害賠償の額を定めたものです。

事故の概要としましては、令和6年10月4日の午後5時頃、町道親ヶ内八千数線におきまして、降雨により道路舗装の破損で生じた段差部分が水たまりとなっていたため、その陥没に気づかず走行したことで、フロントバンパー及び左前ロアリンクアームを損傷させたもので、令和6年12月13日にその修理費用として12万2,379円の損害賠償金を支払う旨の示談が所有者と成立し、地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項第2項の規定に基づき専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものです。

どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（味元和義君） これで提出者の報告を終わります。

6番山本大輔君。

○6番（山本大輔君） こちらの線に関しては、地元の方々から陥没しているところがあるということで、確かに去年だったと思うんですけども、建設課長にも共有しまして、対応していただけたというお話を聞いたと思うんですけども。こちらの箇所は以前からあつたものなのか、またはそれ以降新たにできたものなのか、いかがでしょうか。

○議長（味元和義君） 建設課長下元敏博君。

○建設課長（下元敏博君） 最初に、今回被害に遭われた方には大変ご迷惑をおかけしたことこの場をお借りして、おわびを申し上げます。

議員ご指摘のこの陥没の穴については、確かに昨年もこの線には幾つかクラック等がありまして、非常に老朽化の激しい路線であり、私も確認はしましたが、これほど大きい穴が空いてはおりませんでした。この路線については、非常に一部の地区の方並びにこの位置図にあるデュロックファームが関係する、使用する道路として、1日に対しても非常に交通量の少ない路線で、昨年言われた応急的な工事も怠ったというのが原因で今回このような事故が発生したということで、早急な対応ができなかつたことは本当に申し訳ありませんが、今回の穴は最近できた大きな穴だと認識しております。

以上です。

○議長（味元和義君） 6番山本大輔君。

○6番（山本大輔君） この写真で見る限り、どう対応してもなかなか防ぎようがないようなところじゃないかなと思います。本堂の方がよく通っておられたのかどうか分かりませんけれども、やはりこういうところは早急に直していただかないと、絶対に繰り返し起こりますので、早急な対応を再度お願いしたいと思います。

○議長（味元和義君） 建設課長下元敏博君。

○建設課長（下元敏博君） 今後、定期的な監視、巡視を重視しまして、二度とこういった事故が起こらないように安全な道づくりにしていきたいと思います。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第4、議案第1号四十万町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第1号四十万町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例につきましては、令和6年8月8日付の人事院の国会及び内閣に対する職員の給与決定に関する勧告の趣旨に沿いまして、一般職の職員の給料月額、各種手当の額等の改正をしようとするものです。

改正の内容ですが、令和6年4月1日から適用するものにつきましては、初任給をはじめ、若年層に重点を置いた給料月額の改定を行うとともに、医療職給料表（1）の適用を受けます医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を41万5,600円から41万6,600円に、医学または歯学に関する専門的知識を必要とする職員に対する支給月額の限度額を5万1,100円から5万1,600円に引き上げる初任給調整手当の改定を行うものです。

また、期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員で0.05月分、定年前再任用短時間勤務職員で0.025月分引き上げるものとなっておりまして、影響額は給与改定で約4,160万円程度、期末手当及び勤勉手当の引上げで約3,450万円程度を見込んでおります。

次に、来年度から施行するものとしましては、国家公務員の俸給表の改定に準じまして、全ての給料表の号級の構成を見直すとともに、号級の切替えを行います。また、期末手当の支給月数につきましては、本年度に適用する改定内容から、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については、6月、12月ともに1.25月に、定年前再任用短時間勤務職員については、6月、12月とも0.7月に改定しようとするものです。

同様に、勤勉手当の支給月数につきましては、本年度に適用する改定内容から、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については、6月、12月ともに1.05月に、定年前再任用短時間勤務職員については、6月、12月とも0.5月に改定しようとするものです。

続けて、扶養手当を含む各種手当に関する改正内容についてご説明申し上げます。

扶養手当につきましては、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額を現行の1万円から1万3,000円に引き上げる見直しを段階的に実施いたします。

住居手当、通勤手当及び単身赴任手当につきましては、国に準じた規定を定めるとともに、所要の要項の整理を行います。

また、特定管理職員が週休日等以外の平日深夜に災害への対処、その他の臨時または緊急の必要により勤務した場合に支給する管理職員特別勤務手当につきましては、これまで支給対象時間を午前零時から午後5時までの間としておりましたが、来年度からは支給対象時間を午後10時から翌日の午前5時までの間といたします。

このほか、定年前再任用短時間勤務職員に対して、これまで適用除外としていた住居手当を支給する見直しを行うものです。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番中野正延君。

○3番（中野正延君） 今回の引上げ幅は意外と少しに見えますが、今町長からも説明ありましたが、現状での給与額は全体でどのように変化するのか。また、これは財政には影響はないのかをお伺いします。

○議長（味元和義君） 総務課長池上康一君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（池上康一君） お答えします。

先ほど、町長からも提案理由を申し上げましたけれども、全体額で申しますと、正職員

でいえば人数346人ですが、その分で今回、増える部分については、給与でいいますと4,160万円、いわゆるボーナス、期末勤勉手当で申しますと3,150万円で、合計して7,600万円ですので、単純に人数割りすれば1人頭が出てくるというところです。

今回の改正の趣旨は、先ほども提案理由でもありましたけども、若手に手厚くというところでして、初任給で具体的に申しますと、高卒の初任給で2万1,400円増えることになりますけども、ベテラン職員になると共に上げ幅は少なくなりまして、数千円程度です。

それから、財政に与える影響ですが、これは経常的に費用として必要になりますので、財政を圧迫しないということではないんですけれども、国基準でこういった改正をするということは、一定、地方交付税交付金で措置をされる内容にはなります。国の段階においては、地方財政計画で、地方自治体の基礎的な部分については保障するという趣旨になりますので、一定時間のずれはありますけども、そのあたりは保証を、完全ではないんですけど保障されるという仕組みです。

以上です。

○議長（味元和義君） 3番中野正延君。

○3番（中野正延君） それと、この引上げに伴った職員の業務内容の変化とかがあるのかと。専門職員として、医師とともに含めるとは思いますが、役場職員の中にどれぐらいの専門職の方がおられるのか、内訳が分かれば教えてもらいたいと思います。

○議長（味元和義君） 総務課長池上康一君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（池上康一君） お答えします。

今回、給与等の改正につきまして、業務内容がこれに伴って変更されることはありません。

それから、専門職ですけれども、人数、どこで線を引くかにはよりますが、一般職全体で346人ですけども、医師とか看護師含めて全体で30人程度です。そこで切ればそういったことにはなりますが、詳細で必要がありましたら、後ほどお渡ししたいと思います。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第1号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第1号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第5、議案第2号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、日程第6、議案第3号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について、以上、議案第2号及び議案第3号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第2号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、並びに議案第3号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

これらの議案につきましては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行による地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正に伴いまして、引用法令の条ずれが生じることから、これを整理するため条例を改正するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより議案第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第2号四十万町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第2号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

これより議案第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第3号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第7、議案第4号四十万町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第4号四十万町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、国家公務員等の旅費支給規定の一部を改正する省令の施行による国家公務員等の旅費支給規程の一部改正に伴いまして、引用法令の条ずれが生

じることから、これを整理するためのものです。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより議案第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号四万十町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第4号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第8、議案第5号四万十町湯の里ふれあいの家「松葉川温泉」に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第5号四万十町湯の里ふれあいの家「松葉川温泉」に係る指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

四万十町湯の里ふれあいの家「松葉川温泉」は、町民の健康でゆとりのある生活の向上に寄与するため、健康増進と保養等の活動の促進を図り、併せて地域間交流などに供することを目的に設置した施設です。

本施設は指定管理者であります株式会社あぐり窪川が令和3年4月1日から指定管理者として指定管理業務を行ってまいりましたが、令和5年8月18日に提出された従業員の不

足、収益性の低下及び資金の不足を根拠とした指定管理の解除の申出があつたため、地方自治法第244条の2第11項及び四十万町公の施設に関する指定管理者の指定手続等に関する条例第9条第1項の規定に基づき指定を取り消すことといたしました。

このため、引き続き指定管理者による管理を行うこととし、四十万町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により公募しましたところ、3者からの応募がありましたので、同条例第4条の規定に基づき、四十万町指定管理者選定委員会において審査を実施いたしました。

その結果、候補者として讃岐煉瓦株式会社を選定いたしましたので、同候補者を指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2、第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番中野正延君。

○3番（中野正延君） 指定管理の指定についてですが、審査集計表を見ても極端な差があるようには見受けられなかつたんですが、今回指定された讃岐煉瓦株式会社の選定された理由、条件についてお伺いしたいとのと。今後、これまで指定管理料として支払われてきたものが、その業者の運営に関わりどんなに変動していくのか、このまま維持していくのかお伺いします。

○議長（味元和義君） 総務課長池上康一君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（池上康一君） お答えします。

今回の選定理由と申しますか、審査会で点数をつけた中で最高得点であったことが理由です。今回、それほど点数の差がないのはご指摘のとおりで、指定管理の審査の基準としては、6割を超えると合格ですので、この3者とも合格をしている中で、最高得点であったというところです。

指定管理料については、細かいところはまた補足あるかもしれませんけれども。この審査会のプレゼンの中で言えば、指定管理料、今すぐにはなくすことは控えていただきたいが、今後、企業努力によって指定管理料をもらわない経営体制にしたいという強い意志もありましたので、その点も評価されたものと認識しております。

以上です。

○議長（味元和義君）　にぎわい創出課長小 笹義博君。

○にぎわい創出課長（小 笹義博君）　指定管理料の件について、もう少し詳しく説明させていただきたいと思います。

今、総務課長から説明がありましたとおり、3者のうち讃岐煉瓦株式会社からは、経営状況等により指定管理料の削減に努めるというところは、プレゼンの中でのお話としていただいております。

また、その基準をどうするかということについては、募集要項の中にも、毎年度協議して定めるとなっておりますので、町長、副町長含めまして、全体的な協議の中で決定していきたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君）　ほかに質疑ありませんか。

8番村井眞菜君。

○8番（村井眞菜君）　お伺いします。

今回の指定管理の決定によって、松葉川温泉がより魅力的なものになることをとても期待しているところなんですが。3者申込みがあつて、そのうち讃岐煉瓦株式会社が通ったということで、その讃岐煉瓦株式会社はいろんな領域でビジネスをされている会社だと思うんですけど、かなり大きな会社だなという印象を受けていて、そもそも松葉川温泉の設置目的は町民の保養だとか健康増進も大きくありますので、今後、町民に対する公益性というものと、ビジネスをうまくやっていってほしいという両方の側面があるんですけど、その辺は四万十町とどのようなお話をされているのかが1点と。あぐり窪川の代表取締役専務も選定委員に参加されてもいるんですけど、今後のあぐり窪川との連携だとか、ほかの観光施設との連携等も何かお話、プレゼンがあったと思うんですけど、その辺をもう少し詳しくお伺いできたらなと思います。

○議長（味元和義君）　にぎわい創出課長小 笹義博君。

○にぎわい創出課長（小 笹義博君）　プレゼン等、時間も決まっておりますので、基本的なところに触れていただいたんですけども、当然、自動車学校であるとか、ほかの業種もたくさん抱えておられますし、琴弾廻廊という温泉施設もあります。また、ホテルもオープンされるということで、特に自動車学校であるとか、そういったところはこちらとしても、PRにも使えるんじゃないかなとは期待しておりますが、指定管理決定前に基本的な事項

を松葉川温泉、あぐり窪川と役場と打ち合わせただけですので、今後、そういう構想を持つて相手方と話合いを続けていきたいと思っております。

また、町民の健康福祉の向上という点については、利用料金の据置きに言及もありましたし、その点は十分理解して進めていただけると思っております。

以上です。

○議長（味元和義君）ほかに質疑はありませんか。

6番山本大輔君。

○6番（山本大輔君）町長のご説明にもありましたけれども、あぐり窪川は従業員の不足、収益性の低下及び資金の不足を根拠としてという説明がありました。こちらの讚岐煉瓦を調べていますと、ある一定、収益性の低下とかは、この実績を見ても解消できればなというところ、資金の不足に関してもそのような印象を受けるわけですけれども。従業員の不足というところは、4月1日からスタートされるわけですけれども、一定めどがついていらっしゃるのか。その人員は讚岐煉瓦から数人来られて、あとは地元雇用なのか、そういういたところはいかがなもんでしょうか。

○議長（味元和義君）にぎわい創出課長小笠義博君。

○にぎわい創出課長（小笠義博君）お答えします。

まさに従業員の不足というのが松葉川温泉の大きな課題となっておるわけですけども。松葉川温泉の現在の従業員は基本的に引き継いでいただくと。残る意向のある方は引き継いでいただくと、あぐり窪川の内部で調整を進めているところです。不足する人員については讚岐煉瓦で募集するという話ですけども、琴弾廻廊であるとか募集実績はあるという話はありました。相手方からの派遣については、1名専務の方が来られて、現場で指揮をすると伺っております。

○議長（味元和義君）6番山本大輔君。

○6番（山本大輔君）やはり人員は多少心配なのかなというところですけれども、4月1日からの運用に対して、それまでに地元への説明会とか、募集を特段公表するとか、そういういた手だてはお考えでしょうか。

○議長（味元和義君）にぎわい創出課長小笠義博君。

○にぎわい創出課長（小笠義博君）お答えします。

まだその点までお話をしないのが現状です。事前打合せで、先ほども申し上げましたが、あぐり窪川と町と、給与等も含めまして、引継ぎの条件等を確認したところで、そ

ここにかなり時間を要しましたので、そこまで話が進んでないのが現状です。また、地元への説明については、区長会等を通じてお知らせをしていきたいと考えております。

○議長（味元和義君） 6番山本大輔君。

○6番（山本大輔君） 今そういう段階でしたら、4月1日からのスタートは大丈夫かなと思って心配もするわけですけども、やはりスタートが大事だと思いますし、地元との関係も非常に大切だと思いますので、そこら辺も含めて早急な対応が必要になると思いますので、ぜひとも前向きにお願いしたいと思います。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長小笠義博君。

○にぎわい創出課長（小笠義博君） 大変期間も短いですので至急対応していきたいと思いますが、2月の上旬から相手方からの派遣があって、すぐに対応していきたいと伺っておりますので、本日ご決定賜りましたら早急に進めてまいりたいと思います。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号四万十町湯の里ふれあいの家「松葉川温泉」に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第5号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第9、議案第6号令和6年度四万十町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第6号令和6年度四万十町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に伴う一般職員、及び会計年度任用職員に係る人件費の予算を計上したほか、令和6年12月17日に成立した国の補正予算（第1号）において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が追加交付されることに伴い、物価高騰の影響を受けた生活者等を引き続き支援するための予算を計上しております。

それでは、歳出予算の内容についてご説明を申し上げます。

まず、会計年度任用職員以外の職員に係る人件費ですが、四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に伴う見直しを行った結果、給料で2,895万7,000円の増額、職員手当で2,470万9,000円の増額となり、合わせて5,366万6,000円の追加計上となっています。

次に、会計年度任用職員ですが、報酬で358万円の増額、給料で67万9,000円の増額となり、合わせて425万9,000円の追加計上となっております。また、各特別会計への繰出金につきましても、同様の見直し等に基づく内容となっております。

次に、3款民生費です。国の交付金を活用した低所得世帯への給付金については、住民税が非課税の世帯に対する3万円の給付金に加え、その世帯に18歳以下の児童がいる場合に、児童1人当たり2万円を追加給付する予算について、先の12月定例会で議決をいただき、現在給付に向けて準備を進めているところです。

社会福祉総務費及び児童福祉総務費では、その支給対象世帯に住民税の均等割のみ課税されている世帯、及び住民税課税者の扶養親族等のみで構成される世帯を追加して給付するため、生活支援給付金を合わせて2,600万円を追加計上しております。

次に、4款総務衛生費です。水道費では、物価高騰の影響を受けている生活者、事業者への支援として、令和7年1月及び2月検針分の2か月間の水道基本料金を減免することに伴い、減収見込み相当額に対する繰出金1,700万円を追加計上しております。

以上、歳出につきましては、ただいまご説明申し上げたとおりですが、これを賄う歳入としましては、国庫支出金において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4,300万円を追加計上したほか、普通交付税において国補正に伴う再算定が行われ、追加交付されることとなったため8,708万3,000円を追加計上するなど、第1表歳入歳出補正予算補正に記載のとおりとなっております。

以上の結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ1億3,700万円の追加計上となり、累計予算額は歳入歳出それぞれ198億4,000万円となっております。ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより議案第6号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号令和6年度四万十町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

議案第6号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第10、議案第7号令和6年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、日程第11、議案第8号令和6年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第3号）、日程第12、議案第9号令和6年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第3号）、日程第13、議案第10号令和6年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）、日程第14、議案第11号令和6年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、日程第15、議案第12号令和6年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第3号）、日程第16、議案第13号令和6年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第3号）、以上、議案第7号から議案第13号までの7議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第7号から議案第13号までの令和6年度四万十町の各特別会計補正予算案について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の各特別会計補正予算の主な補正内容につきましては、一般会計と同様に、四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に伴う人件費の増額となっております。

なお、これらを賄う歳入につきましては、一般会計繰入金を追加計上するなど、第1表の歳入に記載のとおりとなっております。

以上の結果、今回の補正額は、各特別会計の第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ、議案第7号の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は130万円、議案第8号の国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第3号）は500万円、議案第9号の国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第3号）は90万円、議案第10号の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は30万円、議案第11号の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は420万円、議案第12号の特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第3号）は700万円、議案第13号の特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第3号）は500万円の追加計上となっております。

以上、7件の補正予算につきまして、ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより議案第7号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号令和6年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

議案第7号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

これより議案第8号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号令和6年度四十万町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第8号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

これより議案第9号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号令和6年度四十万町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第9号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

これより議案第10号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号令和6年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第10号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

これより議案第11号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号令和6年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第11号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

これより議案第12号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号令和6年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第12号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

これより議案第13号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号令和6年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第13号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第17、議案第14号令和6年度四万十町水道事業会計補正予算（第3号）、日程第18、議案第15号令和6年度四万十町下水道事業会計補正予算（第3号）、以上、議案第14号及び議案第15号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第14号の水道事業会計補正予算案及び議案第15号の下水道事業会計補正予算案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第14号令和6年度四万十町水道事業会計補正予算（第3号）です。

今回の補正内容としましては、物価高騰の影響を受けている生活者、事業者への支援として、令和7年1月から令和7年2月検針分までの2か月間の水道基本料金を減免することを予定しております。そのため、収益的収入の事業収益における今年度分の減収見込み相当額として営業収益1,700万円を減額し、これに対する他会計補助金として営業外収益1,700万円を追加計上しております。これにより、事業収益の累計は補正前と同額の5億8,447万3,000円となっております。

次に、収益的支出の事業費用では、人件費の見直しにより116万7,000円を追加計上しております。これにより事業費用は累計で5億7,775万7,000円となっております。

続きまして、議案第15号令和6年度四万十町下水道事業会計補正予算（第3号）です。

今回の補正内容としましては、事業収益の営業外収益におきまして、人件費の見直しによる費用の増額分として、他会計補助金を14万1,000円追加計上しております。これにより事業収益は累計で8,497万4,000円となっております。また、事業費用の営業費用におき

まして、人件費の見直しにより14万1,000円を追加計上しております。これにより事業費用は累計で8,615万9,000円となっております。

以上、2件の補正予算につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番村井眞菜君。

○8番（村井眞菜君） 水道基本料金減免事業についてお伺いします。

まず、物価高騰の影響を受けている町民生活を支援するために、国の地方創生臨時交付金を活用し、水道基本料金の減免を行うということです。令和7年1月から来年2月分の検針まで約1年間、基本料金の1,056円を減免されるということなんですが、これは全世帯向け、8,050件ということなんですが、対象になるところをお伺いいたします。

○議長（味元和義君） 環境水道課長戸田太郎君。

○環境水道課長（戸田太郎君） お答えします。

まず、今回対象としております減免の期間については、1月、2月分で2か月分となっております。ただ、来年度についても、この政策的新規事業の概要の全体計画等に書いております令和7年3月分から6月検針分までの4か月分も、来年度の当初予算に計上させていただく予定となっておりまして、合計で6か月分の減免期間となります。対象者については町内の全世帯と事業所となっております。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

3番中野正延君。

○3番（中野正延君） 月1,056円の減免処置ということですけど、ちなみに、一般世帯の平均水道料金から1,056円を引くと、大体1件当たりが現在どれぐらい払っているのか分かるなら教えてもらいたいのと。2か月やったけど、3月からの分も含めて6か月あると思いますが、今、町の水道事業とかを含めて、いろいろ大変な状況もある中、この減免措置が終わったときに、急激な水道料金が上がったように感じるかと思いますが、その後に対しての対策は何か考えられているのかお伺いします。

○議長（味元和義君） 環境水道課長戸田太郎君。

○環境水道課長（戸田太郎君） 世帯の平均の水道料金は現在、分かっておりませんが、

来月の広報誌で大体どれぐらいの、例えば基本料金は8m<sup>3</sup>まで1,056円という計算となつていますので、それを超えた場合には超過料金がかかってきます。例として、超過料金が少しかかった場合の料金に係る減免がどれぐらいかを広報にも掲載します。ただ、先ほど質問ありましたように、どれぐらいの料金がかかっているかは把握しておりません。

それと、減免期間が終了した後に、影響がどれだけ出てくるのかですけども。そこは、現在は特に検討しておりませんが、やはり物価高騰などもありますし、今後、施設の改修など、耐震化というものがかなり低い状況でもありますので、そういう工事を進めいく中で、基本料金を上げていくことはどうしても避けて通れないかなと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君）ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（味元和義君）ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第14号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（味元和義君）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第14号令和6年度四万十町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第14号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（味元和義君）起立全員です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

これより議案第15号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（味元和義君）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第15号令和6年度四万十町下水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第15号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。10時45分まで休憩をします。

午前10時28分 休憩

午前10時45分 再開

○副議長（橋本章央君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長を交代しました。私が議長の職務を執り行います。

ただいま、議長味元和義君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1号の追加1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（橋本章央君） ご異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1号の追加1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

○副議長（橋本章央君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、味元和義君の退場を求める。

[16番味元和義君 退場]

○副議長（橋本章央君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（岡英祐君） 議長より提出されました辞職願を朗読いたします。

令和7年1月29日。

四万十町議会副議長橋本章央様。四万十町議会議長味元和義。

辞職願。

この度、申合せにより議長を辞職したいので、許可されますよう願い出ます。

以上です。

○副議長（橋本章央君） お諮りします。

味元和義君からの議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（橋本章央君） ご異議なしと認めます。したがって、味元和義君の議長の辞職を許可することに決定しました。

味元和義君の除斥を解きます。

[16番味元和義君 着席]

○副議長（橋本章央君） ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（橋本章央君） ご異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時48分 休憩

午前11時02分 再開

○副議長（橋本章央君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○副議長（橋本章央君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

[議場閉鎖]

○副議長（橋本章央君） ただいまの出席議員数は14名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番中野正延君及び15番下元真之君を指名します。

投票用紙を配付します。

[投票用紙配付]

○副議長（橋本章央君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

なお、白票は無効とみなします。

投票用紙の配付漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（橋本章央君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○副議長（橋本章央君） 異常なしと認めます。

記入が終われば順次投票を行いたいと思いますが、よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○副議長（橋本章央君） それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票を願います。

[点呼・投票]

○副議長（橋本章央君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（橋本章央君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3番中野正延君及び15番下元真之君、開票の立会をお願いします。

[開票]

○副議長（橋本章央君） 選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち緒方正綱君7票、中屋康君7票。

この選挙の法定得票数は4票です。緒方正綱君と中屋康君の得票数はいずれもこれを超えております。両君の得票数は同数です。得票数は同数ですので、地方自治法第118条第1項の規定は公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになります。

くじは2回引きます。1回目はくじを引く順序を決めるためのものです。2回目はこの順序によりくじを引き、当選人を決定するためのものです。

3番中野正延君及び15番下元真之君、くじの立会をお願いいたします。

くじを引く順序を決めるくじを行います。年長の中屋康君より引いてください。

[くじ引き]

○副議長（橋本章央君） くじを引く順序が決定しましたので、報告します。

初めに緒方正綱君、次に中屋康君。

以上のとおりです。

一番くじを引いた方を当選人とします。ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。緒方正綱君より先に引いてください。

[くじ引き]

○副議長（橋本章央君） くじの結果を報告します。議長に緒方正綱君が当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

○副議長（橋本章央君） ただいま議長に当選されました緒方正綱君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

緒方正綱君、議長当選の承諾並びにご挨拶をお願いします。

緒方正綱君。

○9番（緒方正綱君） 選挙の結果はともかくといたしまして、議長の役をいただきました緒方です。

議員の皆様と共にこの2年間、住民福祉のために議会運営を行ってまいりたいと思います。議員の皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。どうもありがとうございます。

○副議長（橋本章央君） これで議長の職務を全て終了しました。

各位のご協力に感謝し、お礼申し上げます。誠にありがとうございました。

新議長と交代いたします。

緒方正綱議長、議長席にお着き願います。

これより暫時休憩いたします。

午前11時23分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（緒方正綱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、副議長橋本章央君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により橋本章央君の退場を求めます。

[2番橋本章央君 退場]

○議長（緒方正綱君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（岡英祐君） 副議長より提出されました辞職願を朗読いたします。

令和7年1月29日。

四万十町議会議長緒方正綱様。四万十町議会副議長橋本章央。

辞職願。

この度、申合せにより副議長を辞職したいので、許可されますよう願い出ます。

以上です。

○議長（緒方正綱君） お諮りします。

橋本章央君からの副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、橋本章央君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

橋本章央君の除斥を解きます。

[2番橋本章央君 着席]

○議長（緒方正綱君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩します。

午前11時28分 休憩

午前11時39分 再開

○議長（緒方正綱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（緒方正綱君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

[議場閉鎖]

○議長（緒方正綱君） ただいまの出席議員数は14名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番堀本伸一君及び7番武田秀義君を指名します。

投票用紙を配付します。

[投票用紙配付]

○議長（緒方正綱君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

なお、白票は無効とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（緒方正綱君） 異常なしと認めます。

記入が終われば、順次投票を行いたいと思いますが、よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

[点呼・投票]

○議長（緒方正綱君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

5番堀本伸一君及び7番武田秀義君、開票の立会をお願いします。

[開 票]

○議長（緒方正綱君） 選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち下元真之君7票、林健三君7票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。林健三君と下元真之君の投票数はいずれもこれを超えております。両君の得票数は同数です。得票数が同数ですので、地方自治法第118条第1項の規定は公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになります。

くじは2回引きます。1回目はくじを引く順序を決めるためのものです。2回目はこの順序によりくじを引き、当選人を決定するためのものです。

5番堀本伸一君及び7番武田秀義君、くじの立会をお願いいたします。

くじを引く順序を決めるくじを行います。年長の林健三議員より引いてください。

[くじ引き]

○議長（緒方正綱君） くじを引く順序が決定しましたので、報告します。

初めに下元真之君、次に林健三君。

以上のとおりです。

一番くじを引いた方を当選人とします。ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。まず、下元真之君より引いてください。

[くじ引き]

○議長（緒方正綱君） くじの結果を報告します。副議長に下元真之君が当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

○議長（緒方正綱君） ただいま副議長に当選されました下元真之君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

下元真之君、副議長当選の承諾並びにご挨拶をお願いします。

○15番（下元真之君） 副議長を務めさせていただきます下元真之です。

所信で表明しましたとおり、議会のリーダーであり、まとめ役であります議長をしっかりと補佐しながら、実質的な実効性のある議会改革に向けて努めてまいります。

どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（緒方正綱君） これで副議長の選挙を終わります。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 追加日程第5、議席の変更を行います。

議長選挙に伴い、また議席に空席が生じていることから、会議規則第4条第3項の規定により議席の変更をします。

それでは、変更した議席を読み上げます。

1番武田秀義君、2番山本大輔君、3番林健三君、4番村井眞菜君、5番佐竹将典君、6番中野正延君、7番田邊哲夫君、8番伴ノ内珠喜君、9番中屋康君、10番水間淳一君、11番下元真之君、12番味元和義君、13番橋本章央君、14番堀本伸一君、15番が私、緒方です。

以上が新たな議席となります。

ここで暫時休憩します。議席の変更のあった議員は移動をお願いいたします。再開予定時刻は午後2時です。

午後0時01分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（緒方正綱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第19、四万十町議会各常任委員会委員の選任を議題とします。

お諮りします。

四万十町議会各常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

名簿を読み上げます。

総務常任委員会、4番村井眞菜君、5番佐竹将典君、7番田邊哲夫君、10番水間淳一君、12番味元和義君、13番橋本章央君、14番堀本伸一君、15番緒方。教育民生常任委員会、3番林健三君、6番中野正延君、7番田邊哲夫君、9番中屋康君、11番下元真之君、

13番橋本章央君、14番堀本伸一君。産業建設常任委員会、1番武田秀義君、2番山本大輔君、3番林健三君、8番伴ノ内珠喜君、10番水間淳一君、12番味元和義君、15番緒方です。続いて、広報広聴常任委員会、1番武田秀義君、2番山本大輔君、4番村井眞菜君、5番佐竹将典君、6番中野正延君、8番伴ノ内珠喜君、9番中屋康君、11番下元真之君。

以上を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、四万十町議会各常任委員会委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

暫時休憩します。

午後2時23分 休憩

午後2時23分 再開

○議長（緒方正綱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第20、四万十町議会運営委員会委員の選任を議題とします。

お諮りします。

四万十町議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

名簿を読み上げます。

議会運営委員会、1番武田秀義君、2番山本大輔君、4番村井眞菜君、8番伴ノ内珠喜君、9番中屋康君、12番味元和義君、14番堀本伸一君。

以上を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、四万十町議会運営委員会委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。

午後2時25分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（緒方正綱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（緒方正綱君）　日程第21、四万十町都市計画審議会委員の選任を議題とします。  
お諮りします。

本件については、お手元に配付しました名簿のとおり指名及び推薦をしたいと思います。

委員の名簿を読み上げます。

四万十町都市計画審議会委員、1番武田秀義君、2番山本大輔君を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君）　ご異議なしと認めます。したがって、本件はお手元に配付しました名簿のとおり指名及び推薦することに決定いたしました。

暫時休憩します。

午後2時26分　休憩

午後2時26分　再開

○議長（緒方正綱君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、町長より同意第1号監査委員の選任についてが提出されました。

お諮りします。

同意第1号は緊急を要するものと認め、日程に追加し、第1号の追加2として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君）　ご異議なしと認めます。したがって、同意第1号監査委員の選任については緊急を要する事件と認め、日程に追加し、第1号の追加2として直ちに審議することに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君）　追加日程第1号の追加2、同意第1号監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法117条の規定により橋本章央君の退場を求めます。

[13番橋本章央君　退場]

○議長（緒方正綱君）　提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 同意第1号監査委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、議員のうちから選任された監査委員の緒方正綱氏から、令和7年1月29日をもって辞職したい旨の申出があり、これを承認したことに伴いまして、その後任に橋本章央氏を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。

ご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

同意第1号は質疑、討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、同意第1号は質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより同意第1号監査委員の選任について採決します。

橋本章央君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、橋本章央君を選任する件は、これに同意することに決定いたしました。

橋本章央君の除斥を解きます。

[13番橋本章央君 着席]

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第22、閉会中の継続調査申し出について。

お諮りします。

議会運営委員長から提出されました申出書のとおり、これらの事件を閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から提出さ

れました申出書のとおり、これらの事件を閉会中の継続調査に付することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで令和7年第1回四万十町議会臨時会を閉会します。

午後2時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和　　年　　月　　日

四万十町議会旧議長

令和　　年　　月　　日

四万十町議会新議長

令和　　年　　月　　日

四万十町議会旧副議長

令和　　年　　月　　日

四万十町議會議員

令和　　年　　月　　日

四万十町議會議員